

# 医療系ショートステイ病床確保事業

家族等の介護者が急病などで、在宅療養者にショートステイ（短期入所療養介護）を利用する必要が生じた場合に備え、療養型の病院にショートステイの専用病床を確保しています。

## ○ 主治医の皆様へのお願い事項

利用の相談がケアマネジャー（又は、利用者のご家族等）よりあった場合には、円滑な入所のため、できるだけ速やかに「利用の指示」と「診療情報提供書」の作成と提供をお願いいたします。

## 利用の対象となる方

医療依存度が高いが、病状が安定している要介護者で在宅療養中の方で、次の（１）あるいは（２）に該当する場合となります。（医療処置が必要で、主治医が短期入所療養介護が必要と認めた場合となります。）

（１）家族等の介護者が、急病、急用、事故等により介護ができなくなった場合

例）病気・入院、葬儀・法事、事故、地区の行事、出張など

（２）予定外にレスパイトが必要となり、一時的に家族等の介護者が、介護ができなくなった場合

## 利用について

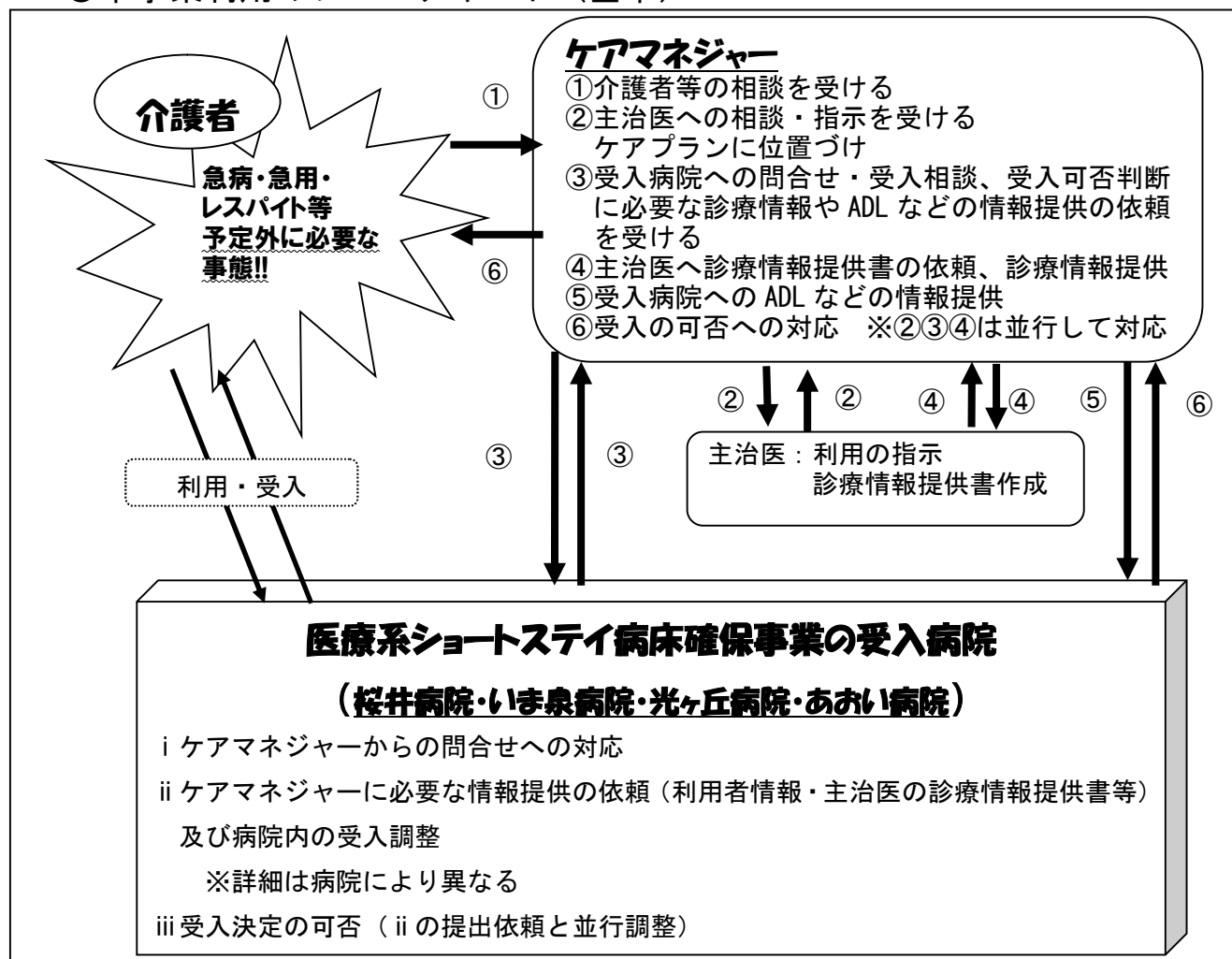
（１）利用期間 原則７日以内

（２）利用料 介護保険制度の通常の利用料と食費等の自己負担

## 受入医療機関

病院名 (窓口)	住所	TEL(代表) FAX	受付時間
医療法人社団平成会 桜井病院 (地域医療連携室)	〒938-0801 黒部市荻生 6675-5	TEL 0765-54-1800 FAX 0765-54-4001	平日 8時30分～17時 土曜 8時30分～12時
医療法人社団いずみ会 いま泉病院 (地域医療連携室)	〒939-8075 富山市今泉 220	TEL 076-425-1166 FAX 076-425-1228	平日 9時～17時
医療法人光ヶ丘病院 (地域医療連携室)	〒933-0824 高岡市西藤平蔵 313	TEL 0766-63-5353 FAX 0766-63-5716	平日 8時30分～17時 土曜 8時30分～12時
医療法人社団寿山会 あおい病院 (医療系ショートステイ相談窓口)	〒939-1307 砺波市堀内 18-1	TEL 0763-33-7888 FAX 0763-33-7900	平日 9時～17時 土曜 9時～12時

## ◎本事業利用のフローチャート（基本）



### 利用に係るQ&A

Q 1：利用できるのはどのような場合か？

A 1：家族等の介護者が、次の（１）あるいは（２）に該当する場合です。

- （１）急病、急用等により介護ができなくなった場合  
病気・入院、葬儀、法事、地区の行事、出張など
- （２）予定外にレスパイトが必要となった場合

「予定外に」とは、不規則な利用となるものを考えています。定期的な利用は、本事業による確保病床が各医療圏 1 床のため、定期利用を認めた場合、定期利用者で満床となり、介護者の急病時等に対応ができなくなるため、定期利用はご遠慮いただいています。

Q 2：レスパイトの定期的な利用とは、どのようなことさすのか？

A 2：定期とは、1 ヶ月おきなど、定期的に複数回の利用を予め計画しているものを想定しています。したがって、不定期とは、ケアプランに位置づけがないが、介護者にレスパイトが必要と認められる場合、またはケアプランに位置づけされていても、入所先の都合により利用できなくなった場合など、予定外に必要性が生じた場合を想定しています。

Q 3：手続きに時間を要するのではないのか？

A 3：通常は 1～2 日程度の時間を要します。なお、主治医等と密な連絡・連携をとっていただくことで、事態発生の翌日には利用できた例もあります。

※その他の詳細は、「医療系ショートステイ利用促進のためのガイドブック」および  
富山県高齢福祉課ホームページ ([http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1211/](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1211/))、  
富山県介護支援専門員協会ホームページ (<http://www.toyama-cm.com/>) を参照ください。